

市原市公募型見積合せ実施要綱の特例に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市原市公募型見積合せ実施要綱の特例として公募型見積合せを執行するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第2条 市原市公募型見積合せ実施要綱第3条各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものを公募型見積合せの対象とする。

- (1) 1件当たりの設計金額が50万円を超える特定役務の調達のうち、市原市入札参加資格者名簿（委託部門）に掲げる大分類が「情報処理」「建物設備等保守・修繕」「検査・分析」「調査・計画」「広告・催事」「医療・医事・給食」「人材派遣」「機器保守」「介護・保育」のいずれかに該当する調達
- (2) 前号に掲げる以外の特定役務の調達については、1件当たりの設計金額が300万円以上の調達
- (3) その他市長が特に必要と認める特定役務の調達、財産の買入れ及び借入れ、工事用原材料の調達並びに印刷製本

(その他)

第3条 この要綱に定めがない事項は、市原市公募型見積合せ実施要綱の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。